

令和6年生駒市農業委員会4回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和6年4月12日(金)午後14時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者	事務局	局長	吉岡	浩	補佐	坂本	親穂
		主幹	有山	清隆	主査	田所	智

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 特定農地貸付けの廃止について

6. 農地の転用事実に関する照会について

7. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- あなたの農地生産緑地にしませんか？(パンフ)
- 2024年農業委員会活動記録セット
- 農政なら
- 令和6年度委員会予定表
- さつまいも苗の植付について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と1番 山角委員、2番 奥野委員に
お願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場
合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、奈良交通バス岩屋口バス停より北東へ約150mのところ
に位置する南田原町地内の農地1筆

申請理由について

本申請について、本農地の譲渡人・譲受人は親類である。過去に所有権移転した農地を、
今回贈与という形で所有権移転する事となり、本農地では季節野菜を作付けされる予定で
ある。

なお参考までに、本農地の北側・東側に接する農地は、譲受人の母親の名義の農地であ
り、一体利用する予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはご自身で所有されている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、

許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 本申請地は譲受人の家の前の農地であり、北と東は母親名義の農地である。もともと申請地はもみ殻を置く場所として譲渡人が利用していたようである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。「農地を農地以外のものにする」行為の事で、耕作の目的に供されている土地を耕作以外の目的に供するすべての行為が規制の対象となる。具体的には、農地を農地以外の「住宅用地・青空駐車場・青空資材置場等」の他の用途に転用する行為である。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、生駒北学校給食センターから東に約200mのところ位置する高山町地内の農地

申請理由について

申請者は、農地所有者の義理の息子である。西側の隣接地を一昨年11月に妻と共に農家の分家住宅を目的とした農地転用申請をし、本年2月に完了報告書が出ている。

今回は、義理の父親の農地を使用貸借し、本人の趣味であるスケートボードができるスケートボード場を転用の目的とした申請である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水は発生せず、雨水は申請地東側に傾斜をつけ、敷地内で素掘りですが側溝を設置し、水を流れるようにすると共に柵も設置し、既存のパイプを通して河川に流れるようにするとのことである。また、申請地南側にも敷地内に素掘り側溝を設けるとのことである。なお、隣接農地はなく地元水利組合長の同意並びに北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請者の趣味がスケートボードでそれをするための土地を探しており、上はコンクリートにした
いとのことである。雨水に関しても、農家区長の同意もあることから問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。

議案第3号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」の説明を事
務局に依頼

○主査 [議案読み上げ]

この案件については、農林水産省からの通知により、毎年度最適化活動の目標を設定し、最
適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を
公表するとともに、都道府県知事に報告するものとなっていることから毎年作成すること
となっている。内容は農業委員会の現在の体制や農林水産省のデータによる生駒市の農家・農
地等の概要、令和5年度の農業委員会の活動実績等となっている。

なお、委員会で承認されたら、県を通じ、国に提出すると共にホームページで公開すること
になっており、その際、修正等の指示があったら事務局で対応させていただくため、ご承知願
いたい。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 最適化活動の活動目標だが、私自身が農地パトロールに積極的に参加できていない状況で、
一般的に活動日数が定例会と現地調査だけになってしまうのだが、目標を達成するためにもう
少し農地パトロールなどを増やした方がいいのか。一人一人の活動日数が少ないと補助金な
どにも影響があるのか。

○議長 農業委員、推進委員として地域のことを把握するには農地パトロール、地域での座談会の話
を聞くなどが必要だと思う。国が農業委員会に求めるのは、そういうところへんではないかと思
い、それが補助金に繋がっていくのではないかと思う。

○局長 農地パトロールについては各地区で農業委員、推進委員と一緒に月に2回30分程度は願
いしたい。地域の農地の状況を把握していただくのと、違反転用の早期発見を目的とし農地パ
トロールを行ってほしい。

○委員 私の地区は委員が3人おり、まだ一度も農地パトロールを行ったことがない。みなさん行くよう
にとおっしゃっているが、どこまで強制されるのか。

- 局長 農業委員会の業務として対応はお願いしたい。
- 議長 農地利用最適化のためには現地を見ていかないとないということで、農地パトロールを補助金につなげているのではないかと思う。あくまでも夏に行う利用状況調査とは別に、車で回らる中で車窓で確認をしている。
- 局長 基本的には車で回っていただけたらと思う。そこで急に荒れだした農地などがあつたら、所有者がわかるのであれば、農地バンクへの登録や特定農地貸付などの声掛けをしていただきたい。
- 委員 今まで推進委員さんと一緒に農地パトロールはしていないのか。推進委員と農業委員と二人でやっていると思うのだが。
- 委員 うちの地区は3人でやっているの、軽トラックに3人は乗れないので昨年度は行っていなかった。今年度は相談中である。5月以降は月に2回は行う予定である。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第3号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」の承認を宣言
県を通じて国への報告と、その後、市ホームページによる公開を事務局に依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」
 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」
 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」
 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」
 報告第5号「特定農地貸付けの廃止について」
 報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」
 報告第7号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があつた場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1からNo.24まで相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1の申請地は、地図番号(3)で、近鉄生駒線菜畑駅の北東約80mのところに位置する中菜畑1丁目地内の農地で道路を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.2及びNo.3の申請地は、地図番号(4)で、近鉄生駒線一分駅の西約200mのところに位置する壱分町地内の農地で青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1については地図番号(3)で、近鉄生駒線菜畑駅の北東約80mのところに位置する中菜畑1丁目地内の農地であり、住宅を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第5号「特定農地貸付けの廃止について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行なっていた農地について、自身で耕作するということで、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことを報告しているものである。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については令和3年12月9日に青空駐車場を目的として農地法第5条の許可を取られた農地である。No.2、No.3については、昭和63年10月20日に賃貸店舗、駐車場用地を目的として農地法第4条の届出がなされており、No.4については数十年前から宅地として利用されてきたもので、No.5については数十年前からお寺の敷地として利用されていたものである。

報告第7号「農地転用許可の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 報告第5号の特定農地の廃止について、廃止された後どうされるかなど聞いているのか教えて欲しい。

○局長 担当の農林課からは、No.1は使用貸人から直接貸す予定があると聞いている。No.2は使用貸人が利用するような話を聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主幹 北地区へ目標地図作成のためのアンケートを発送した件について報告

12月27日に市内、市外合わせて1416件送付

本日までに郵送での回答653件、インターネットでの回答61件

約50.4%の回答率

○主幹 地域計画に係る集落座談会について報告

地域計画に係る集落座談会を開催

大北地区 3月15日に開催 農業者22名

傍示地区 3月17日に開催 農業者15名

オブザーバーとして県の北部農業振興事務所、北倭土地改良区、生駒市農協の方が参加

○主幹 あなたの農地生産緑地にしませんか？(パンフ)について説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 集落座談会の時の様子などを教えて欲しい。

○局長 大北も傍示もだいたい2時間くらいさせていただいた。最初に地図の説明と地域計画の概要について説明した後、大北は3つ、傍示は2つの島を作りその真ん中にアンケートでいただいた地図を置いて、かなり熱心に議論した。地区の農業委員さん、推進委員さんにご参加いただき話し合いの場にも入ってもらった。

○委員 生産緑地のパンフレットのことが、市街化区域と市街化調整区域は何か見たらわかるような地図みたいなものはあるのか。

○局長 都市づくり推進課の窓口にもあるし、販売している地図もある。それと市のホームページでも確認できる。

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主幹 2024年農業委員会活動記録セットの説明

○主幹 農政ならの説明

○主幹 令和6年度委員会予定表について説明

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 審議をしている中で自分の中に法律の知識などないため、是非、法律関係の学習の時間を設けて欲しい。農地法以外にも、今審議されている食料農村用法など関係のあるものを自分の中に落とし込めたら考えるときにはっきりできるのではないかと思う。
- 局長 ご意見をいただいたので、委員会が終わってからでも少し研修をするなど検討していきたいと思う。
- 委員 以前に古い農機具の案を提出したが、全国農業新聞を読んでいたら農機具の譲渡を橋渡ししている地域のことが載っていた。行政がそれをして成功している事例だと思うが、もし実施できるならやってほしい。
- 局長 少し調べさせてもらいたい。
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
- 定例会 令和6年5月15日(水)午後2時 401・402会議室
- 現地調査 令和6年5月8日(水)
- 5月7日(火)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
- 午後15時02分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第4回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 1番

農業委員 2番
